

第16期 第20回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成31年 3月26日(火) 午後1時30分～午後3時51分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 名嘉眞 朝仁 ・ 本底 広彦

7 現場調査日時： 平成31年 3月26日(火) 午後1時32分～午後2時56分

8 現場調査数: 9 件

9 付議すべき案件

報告第 123 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 124 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 125 号	現況証明願について
報告第 126 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 127 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 128 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 64 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 65 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 66 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 67 号	荒廃農地調査に伴う非農地判断について
協議第 25 号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第20回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名出席で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第6番委員の本底広彦委員の2名、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第6番委員の本底広彦委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。よろしくお願いします。

本日提案された議案等についての現場調査9件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

ご異議がないようですので、ただいまから現場調査のため、暫時休憩いたします。

休憩(現場踏査) 午後1時32分

再開 午後2時56分

会長

これより再開をいたします。

では報告案件に入ります。初めに報告第123号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第123号「農地転用後の利用状況の報告について」

4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 123 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

では特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 124 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 124 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

では、ただいまの報告第 124 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

こちらも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 125 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6、7 ページをお開きください。

報告第 125 号「現況証明願について」

11 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 125 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 126 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 126 号「農地法許可申請の取り下げ願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 126 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 127 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 127 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 127 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 128 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 128 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
7 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

では、ただいまの報告第 128 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に議案案件に入ります。議案第 64 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 64 号について説明いたします。議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 64 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

3 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字我那覇佐真下原 570 番 1 については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書の 19 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字座安中前原 160 番 2 については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 3 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字饒波川田原 528 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 64 号は 1 件ずつ審議をします。

これより審議に入ります。整理番号 1 番について、質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これで採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について、質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

では、次に整理番号 3 番について、質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

では整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定します。

では、次に議案第 65 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 23 ページをお開きください。

議案第 65 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は、平良勘定原 421 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 65 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 65 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では議案第 65 号について、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 65 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 66 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 31 ページ、32 ページをお開きください。

議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

8 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

まず整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、真玉橋東原 531 番 2、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、44 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 649 番、656 番、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 651 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 655 番、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条

第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号5番につきまして、57ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇蔵無地原498番1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号6番につきまして、63ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原278番1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号7番につきまして、66ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原281番1、281番2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号8番につきまして、72ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名東原155番1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第66号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第66号は1件ずつ審議をしますが、整理番号2番から4番までと、整理番号6番及び7番は関連しますので、一括して審議をします。

まずは整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号2番から3番、4番は一括に審議をしますので、質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも質疑なしと認めて、これより採決に移っていきます。

整理番号2番、3番、4番について、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんで

しょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番、4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 6 番、7 番も関連しますので、一括して審議をします。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 6 番、7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番、7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 8 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 67 番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 67 号「荒廃農地調査に伴う非農地判断について」説明いたします。

お手持ちの議案書の 74 ページから 77 ページをご覧くださいと思います。この非農地判断を行う理由につきまして、これは平成 30 年度農地パトロール利用状況調査実施要領、これは全国農業会議所が定めた実施要領でございますが、4. その他の留意点について、農地・非農地判断に記載されているように、B 分類と判定した農地につきましては、年内、もしくは年度内に農地に該当するか、しないかの判断を行うことになっております。議案書に記載されております非農地判断の対象地は、委員の皆様方に利用状況調査をしていただいた結果について、事務局が現地確認を行いまして、過去に転用許可がされていないかどうか。農業者年金の経営移譲の特定処分対象農地になっていないかどうかなどを調査した上で、非農地判定することにすることに支障がないと思われるものを記載してございます。今総会で非農地と判断されました場合は、所有者を初め沖縄県、市の農林水産課、法務局などの関係機関に非農地になった旨を通知いたします。非農地となった土地につきましては、非農地通知一覧表で管理をし、農地台帳からは削除をすることになります。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 17 分

再開 午後 3 時 18 分

会長

再開します。

事務局

議案書の 77 ページをお開きください。

記載されております B 分類の中から、非農地の判定をしたいと思います。農地の総数が 340 筆、面積で言いまして 23 万 3,652.11 m²ということになっております。この B 分類農地につきまして、非農地と判定してよろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長	事務局の説明が終わりました。 これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
7 番委員	休憩をお願いします。
会長	休憩します。 休憩 午後 3 時 20 分 再開 午後 3 時 31 分
会長	再開します。 では、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
会長	議案第 67 号について、事務局の説明のとおり荒廃農地調査において、再生不可能農地と判断された農地を非農地とすることにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	異議なしとのことですので、議案第 67 号については、事務局の説明のとおり荒廃農地調査において再生不可能農地と判断された農地を非農地とすることに決定します。 では、次に協議第 25 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは協議第 25 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、説明をいたします。 お手持ちの議案書の 79 ページから 89 ページまでをご覧くださいと思います。 この活動の点検評価及び活動計画案の作成、これを実施する理由でございますが、これは農林水産省経営局長通知です。農業委員会事務の実施状況等の公表について、この通知の中で農業委員会活動の点検・評価と、それと次年度の活

動計画について作成をして、公表の上、国に報告をすることになっております。それでは議案書の 79 ページをお開きください。

ここは平成 30 年度の農業委員会活動の点検と評価に当たるものでございます。79 ページの農業の概要につきましては、農林業センサス、それと平成 30 年度の荒廃農地の調査結果から数字を引用してきております。

次に、80 ページの担い手への農地の利用集積、集約化でございますが、これは平成 30 年度まで、これまでずっと主に利用権設定等で農地の利用集積が進んできたものの累計です。これが平成 31 年 3 月現在で、171.3 ha ございます。管内の農地面積は 506 ha でございますので、集積率は 33.9% となっております。次に 81 ページをお開きください。これは新たに農業経営を営もうとするものの産業促進についての項目でございます。平成 30 年度の新規農業への参入者は 7 経営体でございました。その新規参入者の取得した農地面積は、1.89 ha となっております。

次に、平成 30 年度の目標、当初の目標の経営体に対して、実績が 7 経営体になっておりましたので、達成状況としては 116.6%。参入目標面積が目標として 1.8 ha 掲げておりましたが、実績が 1.89 ha でございましたので、達成状況としては 105% の達成という形になっております。

次に、82 ページをご覧ください。ここは遊休農地に関する措置についての評価でございます。平成 31 年 3 月現在で管内の遊休農地面積が 36.1 ha、全体の農地面積の 7.1% が遊休農地という形になっております。平成 30 年度当初の解消目標は 3.2 ha を掲げておりました。ところが、実際の解消実績は 0.22 ha でございまして、達成状況は 6.9% にとどまっております。あと目標の達成に向けた活動としましては、以下にこちらのページに書かれているとおりでございます。次に、83 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応、平成 30 年の 3 月現在で違反転用面積が 17.9 ha あったのですけれども、この平成 30 年度で 0.8 ha の違反転用が解消されて、実績として今現在 17.1 ha の違反転用面積となっております。

次に、84 ページをご覧ください。こちらは平成 30 年度の農地法による権限に属された事務に関する点検でございます。平成 30 年度は、平成 30 年 4 月から 2 月末までで、農地法第 3 条に基づく許可事務が 49 件ございました。うち、許可が 49 件、不許可はゼロという形になっております。これに、今日第 3 条で許可をいただきました 3 件を加えた数字で、国のほうには報告をしたいと考えております。

次に、2 の農地転用に関する事務。こちら平成 30 年 4 月から平成 31 年 2 月までの農地法第 4 条、第 5 条の転用の許可、それと届出に関する処理件数が 67 件ございました。ですので、本日の農地法の第 4 条、第 5 条の届出、それと許

可いただいた件数を加えた数字を、国のほうには報告をしたいと考えております。

次に 85 ページをご覧ください。ここは農地所有適格法人からの報告への対応でございます。現在、管内の農地所有適格法人が 3 法人でございます。報告につきまして、報告を行わなかったのが 3 社ございまして、督促を行って、3 法人とも報告をしているということでございます。

あと、情報の提供に関する欄で、主に 3 条の賃貸借の件数、これが 19 件ございました。あとは農地の権利移動の状況把握として、農地の権利移動があった件数、これは農地法の第 3 条と第 5 条に関係するもの、全部で 131 件ございました。

次に、議案書の 87 ページをご覧ください。87 ページからは、平成 31 年度の活動計画という形になります。87 ページにつきましては、記載のとおりです。ここは点検評価と同じ数字という形になっております。

次に 88 ページ、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、現状及び課題は、ここに書かれているとおりです。平成 31 年度の目標及び活動計画として、新規に 5 ha の農地の利用集積を進めて、平成 31 年度末には 176.3 ha の利用集積を果たしたいと考えております。

次に、新規参入者の促進につきまして、平成 31 年度の目標といたしまして、6 経営体の参入を果たしていきたいと考えております。

次に、89 ページでございます。2 番目の平成 31 年度の目標、それと活動計画といたしまして、遊休農地の解消面積、これは 3.2 ha の遊休農地の解消面積を進めていきたいと思っております。目標設定の考え方といたしまして、豊見城農地利用最適化推進委員の指針の中で、毎年 3.2 ha の遊休農地の解消面積を目標としておりますので、その数値を計上してございます。

次に、違反転用への適正な対応という形で、こちらにつきましては特に面積は上げておりませんが、活動計画といたしましては毎月農業委員、それと推進委員、それと事務局職員で現場調査を行って、無断転用とか違反転用があれば、適正に農地法の手続を行うように指導をして、余りにも悪質な場合は沖縄県とも調整をして、厳しく対応をしていきたいと考えております。

以上が平成 30 年度の点検評価、それと平成 31 年度の活動計画案でございます。この内容でよろしければ、これで 1 カ月間、ホームページ等で公表いたしまして、その後の意見を踏まえた上で、沖縄県を通して国のほうに報告をしていきたいと思っております。以上でございます。

会長

今事務局から説明ありましたとおりです。

これより審議に入ります。委員の質疑を許しますので、質疑のある方は挙手し

てお願いいたします。

8 番委員 79 ページの左下の認定農業者、認定農業者に準ずる者、女性というのがありますけれども、これ認定農業者は 2 人いるのではないですか。私と、多分 5 番委員は認定農業者ですよ。

事務局 そうですか。

8 番委員 私はもう取っていますね。

事務局 では、こちらは 2 名ですね？

8 番委員 名嘉眞さんも？

5 番委員 私も認定農業者。

事務局 再認定？ では 3 名？ すみません。

8 番委員 5 年ですか？ 5 年間。私は去年取ったので。

7 番委員 準ずる者って何ですか。

事務局 ここは認定農業者の期限が切れた方を、一応これに入れていきます。認定農業者、5 年の期間が終わった方に対して、この準ずる者という形で計上しています。

8 番委員 では 5 年たっている人は、準ずる者になっているということですか。

事務局 要するに期限が切れて、再認定されていない方を、こちらのほうに計上していきます。今言われたように、再認定された方は認定農業者。

2 番委員 3 番委員も、こちらになってますか。

事務局 認定農業者？

3 番委員 多分。去年受けたわけよ。

事務局 再認定を受けられた？

3 番委員 再認定。

会長 じゃあ 4 名。

7 番委員 では、下が 3 名になるということですか。

6 番委員 これは大きい間違いじゃない？

事務局 そうですね。

6 番委員 これ評価としては、本来は認定農業者が優先してなるべきだというところが、ゼロになっているのも、この人数が多ければ多いほど信用度も増すしね。

事務局 修正しましょうね。

8 番委員 そしたら 87 ページも同じではないですか。

事務局 87 ページのほうも同じく、こちらも同じように修正をお願いします。

3 番委員 役所に控えとかはないのですか、これは。認定農業者の控えとか。

事務局 農林水産課にあると思う。

事務局 こちらのほうは、きちんと直したいと思います。ちょっとだけ休憩よろしいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 46 分
再開 午後 3 時 50 分

会長 再開します。
では採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

協議第 25 号について、事務局提案の内容で、1 カ月間公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 25 号については事務局提案の内容で、1 カ月公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することに決定いたします。では以上をもちまして、本日提案の議案日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。これで本日の農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

平成 31 年 3 月 26 日 (火)

午後 3 時 51 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

5 番委員

嘉真 朝仁 

6 番委員

本底 宏彦 